

# 久御山町農業委員会会議録

1. 開催日時 令和4年1月7日(金)午後1時30分

2. 開催場所 久御山町役場 議会棟4階 特別会議室

3. 出席委員

1番	村田正己
2番	山口吉広
3番	久乗清和
4番	上田幸子
5番	上田隆健
6番	中村日出美
7番	田中壽嗣
8番	内田裕夫
9番	石塚義博
10番	辻村忠雄
11番	南和弘
12番	芳川清志
13番	林勉
14番	森一博
15番	井上文彦
16番	神原均
18番	川嶋久治
19番	吉田武
20番	林吉一

4. 欠席委員

17番	内田孝司
-----	------



(事務局長)

それでは皆さまおそろいですので、令和4年第1回久御山町農業委員会定例総会を始めさせていただきます。携帯電話をお持ちの方は、電源を切るなりマナーモードにするなど、音が出ないようにご配慮をよろしくお願いいたします。

では改めまして、新年あけましておめでとうございます。委員の皆さまにおかれましては穏やかに新春を迎えられましたこととお喜び申し上げます。

ここで信貴町長からの新年のごあいさつをいただくところなのですが、午前中、新年のあいさつということで、町外に出ておられまして、今まだ帰ってこられていないというような状況ですので、戻ってこられて、こちらのほうに来ていただいた段階で議事を、議題案件を少し止めさせていただいて、ごあいさつをいただくような運びとさせていただきたく思いますので、そのあたりのほうのご了承をよろしくお願いしたいと思います。

本日は内田孝司委員から欠席届けをいただいております。本日の出席委員は、農業委員が14名中14名、農地利用最適化推進委員6名中5名で、定足数に達しておりますので、総会は成立をしております。

また、さる12月27日に実施いたしました現地調査委員名を報告させていただきます。なお、敬称は省略といたします。

8番 内田裕夫職務代理者

14番 森委員

17番 内田孝司委員

19番 吉田委員

事務局2名により実施をしております。

それでは、開催にあたりまして田中会長よりごあいさつをお願いいたします。

(会長)

会長あいさつ

(会長)

本日の議案は、

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について(3条許可)	2件
議案第2号	相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について (納税猶予(出口))	4件
議案第3号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について(利用権設定)	4件
議案第4号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について(所有権移転)	2件
報告第1号	農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について(4条届出)	1件
報告第2号	農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について(5条届出)	1件
報告第3号	2アール未満の農業用施設建築(設置)届出について(農業用施設)	1件
報告第4号	農地形状変更事業について (農地形状変更事業)	1件
報告第5号	農地の使用貸借解約通知書について (使用貸借の合意解約)	1件

それでは町長のほうがですね、大変お忙しい中、本委員会にご出席をいただきましたので、ここで町長からごあいさつを賜りたいと思います。どうぞよろしくお願ひします。

(町長)

町長あいさつ

(事務局長)

ありがとうございます。信貴町長におかれましては、次の公務がございいますので、退席をされます。どうもありがとうございます。

(町長)

遅参しながら勝手申しますが、どうぞよろしくお願ひ申しあげます。

～ 町長 退席 ～

(会長)

それでは引き続き、委員会を進めて参りたいというふうに思います。それでは議事に入る前に、本日の議事録の署名委員を指名をいたします。1番の村田委員、2番の山口委員。どうぞよろしく願いをいたします。

それでは議案第1号から始めます。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、3条許可を議題といたします。

議案第1号受付番号1と受付番号2は農地の交換であります。まとめて審議をします。それではまず、現地調査の報告を調査委員、お願いをいたします。

(●委員)

議案第1号受付番号1と受付番号2の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件該当地については、特に問題ないものと思われ

(会長)

続きます。議案第1号受付番号1と受付番号2の案件について、事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第1号受付番号1について議案書1ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書については、議案書2ページをご覧ください。

続きます。議案第1号受付番号2について議案書3ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書については、議案書4

(事務局)

ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の1ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第1号受付番号1と受付番号2、この2件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか、交換の案件ですがよろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号1と受付番号2を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第2号相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、納税猶予(出口)を議題とします。

それではまず、議案第2号の案件につきまして、現地調査の報告を調査委員、お願いをいたします。

(●委員)

議案第2号受付番号1から受付番号4の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件該当地については、特に問題ないものと思われ  
ます。

(会長)

それでは議案第2号受付番号1について、事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第2号受付番号1について議案書5ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の

(事務局)

2 ページをご覧ください。  
会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第 2 号受付番号 1 について、何かご意見ご質問等はございますか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第 2 号受付番号 1 について、特例農地が適正に管理されていたと判断することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、適正に管理されていたと税務署に報告をいたします。

続きまして、議案第 2 号受付番号 2 について、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第 2 号受付番号 2 について議案書 6 ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の 3 ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第 2 号受付番号 2 について、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第 2 号受付番号 2 について、特例農地が適正に管理されていたと判断することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、適正に管理されていたと税務署

(会長)

に報告をいたします。

続きまして、受付番号3と受付番号4については対象農地が同じでございますので、まとめて審議をします。事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第2号受付番号3について議案書7ページをご覧ください。

次に、議案第2号受付番号4については議案書8ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の4ページ、5ページ、6ページをご覧ください。

会長よろしく願います。

(会長)

議案第2号受付番号3と受付番号4、この2件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号3と受付番号4について、特例農地が適正に管理されていたと判断することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、適正に管理されていたと税務署のほうに報告をします。

それでは続きまして、議案第3号に入ります。議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について、利用権設定を議題といたします。

それでは、議案第3号受付番号1から受付番号4の案件について、現地調査の報告を調査委員、お願いをいたします。

(●●委員)

議案第3号受付番号1から受付番号4の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。  
本件該当地については、特に問題ないものと思われ  
ます。

(会長)

それでは、議案第3号受付番号1の案件につきまして、まず事務局から説明を願います。

(事務局)

議案第3号受付番号1について、議案書9ページを  
ご覧下さい。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況  
等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書につい  
ては、議案書10ページをご覧下さい。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の  
7ページをご覧下さい。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第3号受付番号1につきまして、何かご意見ご  
質問等はございますか。

はい、●●委員。

(●●委員)

備考欄のところなんですけども、解除条件付き特例  
貸付と書いておりますけども、これちょっと説明いた  
だきたいなと思います。

(事務局)

借り手さんの●●●●●●●●●●さんのほうなん  
ですけども、法人さんなんですけども、農業を主とし  
た法人ではなくて、なので農地所有適格法人以外の法  
人になりますので、その際、利用権を結ぶときに合理  
解約とかではなくて、荒れたりとかすると利用権を解  
除できるというふうな形の特例の貸付になります。

(会長)

●●委員、よろしいですか。はい。そのほかござい  
ませんか。よろしいですか。

(会長)

それでは議案第3号受付番号1について、そのほかご意見ご質問ないようでございますので、採決に入ります。議案第3号受付番号1について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第3号受付番号2の案件につきまして、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第3号受付番号2について、議案書11ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書12ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の8ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第3号受付番号2につきまして、何かご意見ご質問等がございますか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号2について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第3号受付番号3ですね、3の案件について、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第3号受付番号3について、議案書13ページ

(事務局)

をご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書14ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の9ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第3号受付番号3、この案件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号3について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第3号受付番号4につきまして事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第3号受付番号4について、議案書15ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書16ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の10ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第3号受付番号4、この案件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

(会長)

よろしいですか、特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号4について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第4号に入ります。議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について、所有権移転を議題といたします。

議案第4号受付番号1と受付番号2は関連する内容ですので、まとめて審議をします。まず、現地調査の報告を調査委員、お願いをいたします。

(●●委員)

議案第4号受付番号1と受付番号2の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件該当地については、特に問題ないものと思われま

(会長)

それでは、議案第4号受付番号1と受付番号2、この2件につきまして、事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第4号受付番号1について議案書17ページ上段をご覧ください。

次に、議案第4号受付番号2について議案書17ページ下段をご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、所有権の移転を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書18ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の11ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第4号受付番号1と受付番号2、この2件につきまして、何かご意見ご質問はございますか。

よろしいですか、所有権の移転ですけどよろしいですか。

ご意見ご質問もないようですので、それでは採決に入ります。議案第4号受付番号1と受付番号2について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

本日の審議案件につきましては、これですべて終わりたいと思います。これより報告案件に入ります。

まず報告第1号受付番号5、資料の19ページになりますが、農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について、4条届出を事務局より報告を願います。

(事務局)

報告第1号受付番号5について議案書19ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の12ページをご覧ください。

本件については、令和3年11月22日付けで会長専決し、届出者に対して受理通知書を発行しましたことを申し添えておきます。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

ただ今、報告第1号受付番号5につきまして、事務局より報告がありました。この案件につきまして、何かご意見ご質問等があれば、頂戴をいたしたいと思いますがよろしいですか。

(会長)

特にご意見ご質問がないようですので、続きまして、報告第2号受付番号2農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について、5条届出を事務局より報告願います。

(事務局)

それでは、報告第2号受付番号2について、議案書20ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の13ページをご覧ください。

本件については、令和3年11月22日付けで会長専決し、届出者に対して受理通知書を発行しましたことを申し添えておきます。

会長よろしく願います。

(会長)

報告第2号受付番号2の報告がただ今、事務局からありました。これにつきまして何かご意見等はございますか。

よろしいですか。特にないようですので、続きまして、報告第3号に入ります。受付番号4、2アール未満の農業用施設建築（設置）届出について、農業用施設に関する報告に移ります。

これから報告していただく報告第3号の案件につきましては、●●委員に関係する案件ですので、当該の報告開始から終了まで退席のほうをよろしく願いをいたします。

(●●委員 午後2時2分 退席)

(会長)

それでは、事務局より報告を願います。

(事務局)

それでは、報告第3号受付番号4について、議案書21ページをご覧ください。内容については記載のとおり

(事務局)

りです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の14ページをご覧ください。

本件については、令和3年11月25日付けで会長専決し、届出者に対して受理通知書を発行いたしましたことを申し添えておきます。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

報告第3号受付番号4の報告がございました。この案件につきまして、何かご意見ご質問等はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようです。●●委員の入室をお願いいたします。

(●●委員 午後2時3分 入室)

(会長)

それでは続きまして、報告第4号受付番号4農地形状変更事業についてを事務局より報告を願います。

(事務局)

報告第4号受付番号4について、議案書22ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の15ページをご覧ください。

本件については、令和3年12月14日付けで会長専決し、届出者に対して承認書を発行いたしましたことを申し添えておきます。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

報告第4号受付番号4の報告が事務局からございましたが、これにつきまして、何かご意見ご質問等はございませんか。

(会長)

よろしいですか。それでは特にないようですので、続きまして、報告第5号受付番号1農地の使用貸借解約通知書について、使用貸借の合意解約を事務局より報告を願います。

(事務局)

それでは、報告第5号受付番号1について、議案書23ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の16ページをご覧ください。

本件については、令和3年12月8日付けで会長専決いたしましたことを申し添えておきます。

会長よろしくお願ひします。

(会長)

報告第5号受付番号1の報告がございました。これにつきまして、何かご意見ご質問はよろしいですか。ございませんか。

ないようですので、本日予定しておりました審議と報告につきましては、全て終わりたいと思います。

————— 午後2時4分 終了 —————